学習・研究会

教育基本法の現在と未来

●教育基本法の精神と「改悪」がもたらすもの

□日時・１０月１２日（木）１８時３０分から

□会場・人文・社会科学総合研究棟、W101

□講師・姉崎洋一氏・教育学研究科教授

星野直之氏（東京都、予防訴訟原告団共同代表）

「日の丸・君が代」不当処分撤回を求める被処分者の会（前東京都保谷高）

□興味・関心のある方はどなたでもご参加できます。

教育基本法前文　われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力に待つべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育を確立するため、この法律を制定する。

□連絡先・北海道大学教職員組合、TEL・内線３９９４